

「小中学生公共交通利用促進事業」実施要項

- 目 的 小中学生が鉄道に乗るきっかけを創出するとともに、公共交通の利用方法を学習することを目的とする。
- 実施期間 令和8年4月 ～ 令和9年2月
- 実施内容 市内の小中学生が遠足や校外学習などで市内を運行する公共交通機関を利用した場合、その運賃を助成する。
- 助成金額 市内公共交通機関を利用した際の運賃 1人上限500円
1人1回まで（1行事に対する1日の往復料金）
- 助成対象 市内の小学校、中学校が実施する遠足などの行事や校外学習などで公共交通機関を利用した場合の運賃のうち児童（生徒）負担分
※引率の職員も対象
- 対象交通機関 次の公共交通機関のうち新見市内を運行する区間
JR西日本、備北バス、市内事業者が運行するタクシー
市営バス、乗合タクシー
※貸切バスは対象外
- 提出書類 ①助成金申請兼請求書（様式1）
②助成金対象者名簿（様式2）
③学校行事等実施届出書の写し
- 実施主体 新見市鉄道利用促進協議会
事務局：新見市交通対策課交通政策係
TEL 72-6122